

KSK 湘南ふくしネットワーク オンブズマン(新聞) 広報64号

編集責任者: NPO 法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 相川 裕
事務所: 〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX: 0467-85-6660 直通電話 090-4937-4904 定価 30 円
ホームページ: <http://www.npo-snet.com> eメール: info@npo-snet.com



《 内部研修会報告 》

WISH の形成・表明に支援者らはどう取り組むべきか？

～障害者権利条約からみた、権利擁護・意思決定支援のあり方～

講師: 池原 毅和(いけはら よしかず) 弁護士

私たち特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマン(以下、S ネットと記載)では、9月18日(土)の午後、ZOOM による内部研修会を開催いたしました。

S ネットでは、2003 年より法人で成年後見人等を受任する活動を、2008 年度からは茅ヶ崎市の成年後見支援センター事業を行っています。それら成年後見活動を継続している中で、「障害者の権利条約」が2006年に国連総会で採決され、2008年5月に発効しました。日本でも障害者権利条約は2013年12月に国会を通過して、2014年1月には条約批准書を国連に寄託し、憲法の下、各法令の上位に位置づけられました。

条約批准に向けて、障害者基本法を改正し、バリアフリー関連法、教育関連法、労働関連法などが整備され、民法の中にある「後見」についても「成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮」の文言が入り、2020年10月には「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」が策定されました。

そこで、私たちS ネットは本人の意思を第一と考え活動をしてきていますが、障害者の権利条約のもとでの成年後見制度はどうあるべきかについて、障害者の権利条約にも成年後見制度にも造詣が深く、論理的に持論を展開されている池原弁護士を講師にお迎えして研修を行いました。



〈池原弁護士のお話 抜粋メモ: 江崎〉



障害者の権利条約第12条「法律の前における平等な承認」について国連の障害者権利委員会が、一般意見1号として、厳しい意見を出している。

成年後見制度という制度は、「意思能力・判断能力」民法で言う「事理弁識能力」が低下している、あるいは無いということを大前提にした制度だが、意思能力や判断能力が「有る」「無い」「不十分」という測定は可能なのか？そもそも支援の対象となる「意思」とはどこにどのように存在するのか？その存在を科学的に証明できるのか？また、「能力が有る」とはどういうことか？能力の判定は科学的に客観的に判定できるのか？能力は個別具体的に解決し

なければならない問題に対応して「できる」「できない」と言う事になり、変動するものののに一人の人の能力を一律に判定して良いのか。





その前に、精神とか意思は自立した独立したものだという捉え方があるが、意思は個人の内側からはみだして人に影響を与えあう相互依存性や対話性というものを前提にしたものではないか。

精神障害とか知的障害の人とかの意思決定支援をする時に、最初のイメージは左側です。つまり、この人たちの心の中とか精神の奥底には、ある凄いいちちゃんとした考え方があるのでそれを発掘していく、掘り起こして何とか外に出すようにする。この人が本当に望んでいたこととか価値観とか、生き方、活きたいと思うのはこれなん

だよという、この「ダイヤモンドを見つけてあげる」というのが意思決定支援だと思っていたんです。

ところが、意思は、相互依存的、複合的、動的決定過程というものがあり、意思を決定しようとする者は、様々なコミュニケーションの様式を使って意思と選好を表出する。それに対して支援者はあなたの反応を私は受け取りましたという受け止めをして、それに一定の解釈をして、今度は支援者側が、相手が発したものに対してアクション、対応した動き、反応を示す。双方の対話が螺旋的に繰り返されていく動的ダイナミックな過程をたどって最終的な結論、未来像の形成とか選択とかが形成されて行く、ということなんですね。他人とのやり取りの中で意思が形作られていく。いわば、友人とか家族とか本人とか援助者が色々な対話を繰り返していく中で、実はいわゆる個人の意思とか選択というものが形成されて行くという理解の仕方です。



個人の意思決定というものは、どれだけ豊富な人間関係や社会関係を持っているかということがどれだけ上手に意思決定ができるかという事と大きな関係があることを指摘しているわけです。

凄く深刻で、市民的なインフォーマルな関りだけではどうしてもこの人を助けてあげられないなという、凄く厳しいハードなケースの時には成年後見制度という伝家の宝刀みたいなものを使って、ズバツとそれはダメですという風に「取り消します」というやり方が必要な場合も有るかもしれない。

マイルドなケースでは、基本的には、後見ではない市民的な支援活動の中で支えていくという原則で、そのすそ野をすごく広げていく。あるいはその信頼度を高めていくと成年後見をやたらに使う必要は本当は無いんだろうなと思います。

「成年後見人は可能な限り様々な支援者の協力を得ながら、本人が決定できるようにすべきだ」として、言ってみれば、取消権とか代理権、同意権などあまり使わないで最後の手段にすべきだというようなことを言っているんですね。支援者の協力を得ながら本人が決定できるのであれば、そもそも成年後見を使わないで普通の支援でやれば良いわけで、必要性の原則とか補充性の原則という事を最低限定めることによって、無駄に広範囲に成年後見を使わないようにすることが一つは大事なことです。

障がいのある人の自己決定支援で大事なものは、切断されてしまった、あるいは育ちあげる事ができなかった人間の普通のネットワークをどうやって再接続したり、新たに作ってあげるかという事が大事で、それが凄く「本人が地域の中で人間らしく生きていく」ことに大事なことになるので、周りにいる人たちが、あの人はこういう人だよと注意をして見てあげたり、さりげなく手を貸してあげるという関係が出来上がると、正に、地域のメンバーとして生活していけるようになるのです。



ミニ解説：相川

【障害者の権利に関する条約】

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約。

- ①障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止、
- ②障害者が社会に参加し、包摂されることの促進、
- ③条約の実施を促進・保護・監視する枠組みの設置、等を定めている。

【(国連) 障害者の権利委員会】

国連が設置する、締約国による条約の実施を監視する機関。締約国からの報告を受けてその検討を行い、提案や勧告を行う。

【(国連障害者権利委員会) 一般的意見】

国連障害者権利委員会が、締約国からの個別の報告に対する見解とは別に、条約の解釈についての考え方を示す文書。これまでに第1号から第7号まで出されている。例えば、第1号は権利条約 12 条（法律の前にひとしく認められる権利）に関するものである。そのパラグラフ8は、「条約第 12 条は、障害のあるすべての人が、完全な法的能力を有することを認めている。（中略）障害のある人は、依然として、世界各地の法制度において、最も頻繁にその法的能力を否定されている集団なのである。法律の前における平等な承認の権利とは、法的能力が、すべての人の人間性に基づく固有の普遍的な属性であり、障害のある人にも、他の者との平等を基礎として常に認められなければならないことを意味する。（後略）」と述べている。



参加者からの感想

「いったい意思は身体の何処にあるのか」の問い掛けで始まり、では「人の意思をどう受け止め得るのか」、本当は「人の意思は体の中だけにあるのではなく広がっているのでは」と続き私は「あっ!」と思いました。人と人が繋がるのは意思が身体の外まで広がっているからで、繋がりも信頼も生まれて助け合いも可能な理由がそこにあると思いました。

地域での笑顔の挨拶から、サロンや子ども食堂や田んぼ等が必要とされ育っています。

プライバシーの配慮も出来て困っている方の存在を見逃さない力のある地域にと、らせん状に育ち合っていけるのではと希望を持ちました。

佐川 美智子

池原先生が最初に判断能力があるとはどういうことか、測ることができるのかと言うお話をされて、自分にはなかった発想だったのでハッとしました。代行決定でもある成年後見の相談支援をしているので、何の為に制度利用をするのか、本人が希望しているのかを明確にしていけないといけない、また制度ありきではないことを再確認しました。

障がいのある人は社会的支援が少ないが為に意思決定しづらいというお話では、法人後見の担当者として、本人の WISH を引き出していかに関係性を深め、WISH を実現して、社会的な経験が積めるような財産の使い方を法人内で考えていきたいと思いました。



三谷 智百合



オンブズマン会議から

S ネットでは、現在 10 名のオンブズマンが二人一組になって 13 の施設を訪問し、利用者にお会いして(一部リモート) お話を伺い、アドボカシー(代弁)を行っています。1 ヶ月に 1 度、全員集まってオンブズマン会議を開き、活動の報告をし、情報を共有し、議論して深め合っています。

最近の話題は……

利用者さんが其々の日中活動の場で、織物、折り紙、絵画、組み紐、繊細なミサンガなどの独自の創作活動をされていて、その作品が独創的で美しく、あるオンブズマンは感動して他の人にも見せたくなくて、思わず写真を撮ってオンブズマン会議で披露してくれました。すると、私の担当のところの利用者さんもこんなに素敵な作品を作っているという話になり、それなら、支援者が見せ方を工夫して商品化ができれば本人の収入にもつながっていくのではないかなどという話になりました。

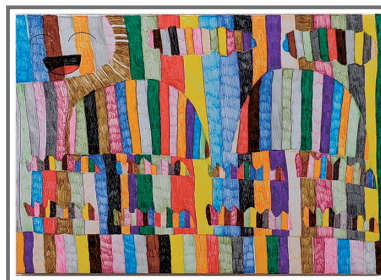
「作った作品は手放したくない」と言われる方もおられ、それなら施設のホームページに掲載したり、携帯の待ち受け画面として販売したらどうかなど、アイディアを伝えています。他者に評価されることが自信やプライドにつながり、また地域の人々が障がいのある



〔小池愛さん 作〕

人を理解するきっかけになります。
パンやクッキー、あられ煎餅など作っている所もあって、そのアンテナショップがあるけれど、目立たないので、インテリアを、見栄えがするものにして、素敵なお店なので入ってみたら障がい者の生産品売り場だったという風にできたらよい等、先日、半年間の活動をまとめて施設法人の責任者たちと話し合う「協働会議」で、提案しました。

オンブズマンは、地域で活躍している市民も多く、地域の情報を施設に伝えています。



〔佐藤秀樹さん 作〕



〔佐藤さおりさん 作〕

賛助会員 入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

- ◇賛助会員 ・個人 年額 一〇 1,000円(一〇以上)
・法人 年額 一〇 5,000円(一〇以上)

◇ご入会の方法: 郵便為替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号: 00210-9-75496

口座名義人: NPO 法人 S ネットオンブズマン



(発行: 2021.9)

発行: 神奈川県障害者定期刊行物協会 〒222-0035 横浜市港北区烏山町 1752 横浜ラポール3階 横浜市車椅子の会内 (4)

